

大和市監査委員告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査を行ったので、同項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年12月1日

大和市監査委員 木原英和
大和市監査委員 鳥淵優

住民監査請求に対する監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

氏名 (省 略)

2 請求書の提出

請求人から、令和2年10月5日に地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として、「大和市長外に対する措置請求書」が提出された。

3 請求の内容

以下、「大和市長外に対する措置請求書」の原文をそのまま掲載した。（字の大きさ、字の間隔、行数については異なる場合がある。）なお、事実証明書については、一覧のみを掲載し、添付は省略した。

令和2年10月5日

監 査 委 員 殿

大和市長外に対する措置請求書

〒 (省 略)

住 所 (省 略)

請求者 (省 略) ㊦ ((省略) 歳)

第1. 請求の趣旨

大和市長は、市が、大木哲、金子勝、井上昇、齋藤園子、鈴木真吾、或いは、国家賠償法第1条第2項に規定する求償を行使でき得る権限を有する職員、株式会社セゾンパーソナルプラス、吉田佳子、矢後菜生に対して有する損害賠償の請求権を行使して、市の被った損害を補填する措置を講ずる責任があるのにこれを怠っているので、請求人は、監査委員が市長に対し、この措置を講ずべきことを勧告することを求める。

第2. 請求の原因

《行為事実について》

1. 請求者は、自身の住民票の写し（以下「本件住民票の写し」という。）が不正に交付されたことを確認するため、平成30年11月28日、大和市長に対し、開示請求に係る保有個人情報の内容を「請求者の住民票の写し交付申請に係る一切の文書 但し、請求者本人分は除く」とする保有個人情報の開示を請求したところ、大和市長は、平成30年12月6日付け「保有個人情報一部開示決定書」（大和市指令第2304号）を以って、行政書士（省略）が作成・請求をする『戸籍謄本／住民票の写し等職務上請求書』（No. 13-1927084）（以下「本件職務上請求書」といい、その行為を「本件職務上請求」という。）を開示する。
2. 請求者は、本件職務上請求の不正、以って、その交付の違法を確認することから、平成31年2月5日、国家賠償法（以下「国賠法」という。）第1条第1項の規定に基づき、大和市を相手方被告とする慰藉料請求訴訟（横浜地方裁判所平成31年（ワ）第（省略）号慰藉料請求事件、以下「本件事件」という。）を提起する。なお、担当部は第4民事部（以下「受訴裁判所」という。）である。
3. 受訴裁判所は、請求書の主張事実を認容し、令和元年11月28日に、「被告（大和市）は、原告（請求者）に対し、1万円及びこれに対する平成30年8月31日から支払済みまで年5分の割合による金員（以下「本件慰藉料等」という。）を支払え。」とする判決（以下「本件判決」という。）を言い渡したところ、大和市が控訴を断念したことから、本件判決は、同年12月4日に確定する。
4. 大和市は、本件判決に基づき、令和2年6月17日、横浜地方法務局厚木支局に供託することにより、本件慰藉料等の支払いを履行する。なお、供託金額は1万0654円（慰藉料1万円及び延滞損害金654円である。）である。
5. ところが、大和市は、本件判決が「被告（大和市）の国家賠償法1条1項に基づく責任は、訴外会社（株式会社セゾンパーソナルプラス）の従業員（吉田佳子並びに矢後菜生）が、第三者である（省略）行政書士に本件住民票を交付することにより、原告（請求者）のプライバシーを侵害した結果、成立したものと解される。」旨を説示するにもかかわらず、国賠法第1条第2項の規定に基づき、株式会社セゾンパーソナルプラス（以下「セゾンパーソナルプラス」という。）は固より、吉田佳子並びに矢後菜生に対し、本件慰藉料等を求償していないのである。
6. 従って、大和市長である大木哲（大和市長と区別するため、以下「大木市長」という。）、副市長である金子勝（以下「金子副市長」という。）及び井上昇（以下「井上副市長」という。）、総務部長である齋藤園子（以下「齋藤総務

部長」という。)、市民経済部長である鈴木真吾(以下「鈴木市民経済部長」という。)、若しくは当該求償を行使でき得る権限を有する職員は、セゾンパーソナルプラス、吉田佳子、矢後菜生に対して本件慰籍料等を求償する義務を負うものなのである。

《相手方の怠る行為について》

7. 大木市長は大和市を代表し、また、金子副市長並びに井上副市長は大木市長を補佐し、齋藤総務部長並びに鈴木市民経済部長の合議による本件慰籍料等の求償を監督し、以って、決裁する義務を負うにもかかわらず、その義務を怠っている故意又は過失である。
8. 鈴木市民経済部長は所管課の責任者として、また、齋藤総務部長は合議の責任者として、セゾンパーソナルプラス、吉田佳子、矢後菜生に対する本件慰籍料等求償を怠っている故意又は過失である。
9. セゾンパーソナルプラスは市民課窓口業務(平成28年8月24日付け『委託業務契約書(28年第6488号)』(以下「本件委託契約書」といい、その行為を「本件委託契約」という。))の受注者兼委託員吉田佳子(以下「吉田」という。)並びに同矢後菜生(以下「矢後」という。)の雇用主であり、吉田並びに矢後(総称して、以下「吉田ら」という。)に連帯をし、本件慰籍料等を負担すべき不法行為者(民法第715条第1項本文参照)である。なお、セゾンパーソナルプラス並びに吉田らが本件慰籍料等を負担すべき不法行為者となる事実については、本件委託契約書(委託業務契約約款)第10条第1項ただし書き、又は同条第2項本文につき、『大和市民課窓口業務委託(債務負担行為)業務仕様書』第1章委託業務の概要 3基本方針(4)業務の専門的知識の保持は、「受注者(セゾンパーソナルプラス)は、十分な教育体制を整備し、業務知識を保持することにより、全従事者(吉田ら外)に対し、的確かつ正確に業務を完結させる能力を保持すること。なお、従事者(吉田ら外)への委託業務の履行に必要な法的・専門的知識の教育・研修等は受注者(セゾンパーソナルプラス)の費用において実施するものとする。」旨を定めていることによって立証する。すなわち、セゾンパーソナルプラスは、例え、大和市による取り扱いに関する具体的指示がない場合であっても、従事者(吉田ら)が適法に窓口業務を遂行させるべき教育等の義務を負っているのである。
10. 以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する次第である。

以上

事実証明書一覧(事実証明書の添付は省略)

甲第1号証の1 保有個人情報一部開示決定通知書(大和市指令第2304号)

甲第1号証の2	戸籍謄本／住民票の写し等職務上請求書
甲第2号証	判決書（平成31年（ワ）第（省略）号）
甲第3号証	判決確定証明申請書
甲第4号証	供託通知書
甲第5号証	委託業務契約書（28年第6488号）

4 請求の受理

本件請求について要件審査をした結果、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、令和2年10月5日付でこれを受理した。

第2 監査委員の除斥

本件請求の監査において、法第199条の2の規定に該当する事由はなかった。

第3 監査の実施

本件請求書に記載された事項、請求人の事実を証する書面を勘案し、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

市が支出した損害賠償金について、本件措置請求書に記載されている「損害を補填する措置を講ずる責任」が認められるか否か、及び請求人が求めている措置の内容が適当であるか否かを監査の対象事項とした。

2 監査対象部局

大和市総務部総務課（以下「総務課」という。）、大和市民経済部市民課（以下「市民課」という。）

3 実施方法

本件請求の内容から、請求対象事務の執行に直接関わった職員等に関係書類の提出を求め、調査を実施した。また、必要に応じて、随時、事情聴取を実施した。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和2年11月12日に、請求人の陳述の聴取を行った（書面による）。

請求人が行った、請求書を補充する陳述の要旨は次のとおりである。

（陳述①要旨、10月28日提出）

請求者が令和2年10月5日付で、「大和市が敗訴した国家賠償法第1条第1項の規定に基づき提起された民事訴訟の判決（但し、令和元年12月に判決が確定したものに限り）に伴いその判決主文に表示された負担すべき損害（但し、訴訟費用は除く）の支払履行につき、同条第2項所定の求償に関する一切の文書」とする行政文書公開請求を行ったところ、令和2年10月14日付「行政文書非公開決定通知書」により、請求の文書は不存在であると通知があったことから、市では被った損害（1万654円）を未だに求償していない。

（陳述②要旨、11月2日提出）

市が被った損害（従前の慰籍料及び遅延損害金1万654円）として、訴訟応訴に掛かった弁護士費用等50万7,870円を追加する。

事実証明書一覧（事実証明書の添付は省略）

甲第6号証	令和2年10月14日付け「行政文書非公開決定通知書」 （大和市指令第2868号）
甲第7号証の1	請求書（請求額108,000円）
甲第7号証の2	支出命令書（兼執行伺書兼支出負担行為書）（債権者集合）
甲第8号証の1	請求書（請求額32,680円）
甲第8号証の2	支出命令書（兼執行伺書兼支出負担行為書）（債権者集合）
甲第9号証の1	請求書（請求額367,190円）
甲第9号証の2	支出命令書（兼執行伺書兼支出負担行為書）（債権者集合）

5 関係職員の陳述

法第242条第8項の規定に基づく関係職員の陳述は行わなかった。

第4 監査の結果

令和2年10月5日付の請求人からの「大和市長外に対する措置請求書」については、理由がないため棄却する。

以下、請求人の主張、監査対象部局に対する監査の結果及び監査委員の判断を記述する。

1 請求人の主張

本件請求における請求人の主張は、「請求人が提起した市を被告とする慰籍料請求訴訟の判決が確定したことに基づき、市は本件慰籍料等1万654円の支払いを履行しているが、本件判決が『被告（大和市）の国家賠償法1条1項に基づく責任は、訴外会社（株式会社セゾンパーソナルプラス）の従業員が、第三者で

ある行政書士に本件住民票（の写し）を交付することにより、原告（請求人）のプライバシーを侵害した結果、成立したものと解される。』としているにもかかわらず、国家賠償法第1条第2項の規定に基づき、訴外会社は固より、従業員に対し、本件慰藉料等を求償していない。」というものである。

2 監査対象部局に対する監査の結果

本件請求については、総務課及び市民課の職員に対し、それぞれ関係する書類の提出を求めるとともに事情聴取を実施した。その結果、状況は次のとおりであった。

(1) 本件請求に至る経緯等について

ア 住民票の写しの請求と市の対応

- ① 平成30年8月27日、市は、千葉県行政書士会に所属する行政書士から、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の3第2項に基づく住民票の写しの交付を求める請求を郵送で受けた。
- ② 本件住民票の写しの請求は、本件請求人の基礎証明事項（住所、氏名、生年月日等）のほかに、基礎証明事項以外の事項（世帯主、世帯主との続柄、本籍）の記載を求める職務上請求で、市民課窓口業務委託契約の受注者である株式会社セゾンパーソナルプラスの担当者（以下「本件担当者」という。）は、請求のとおり住民票の写しを作成し、郵送にて交付した。

イ 市に対する損害賠償請求訴訟等

- ① 同年11月28日、本件請求人は市に対し、請求人の住民票の写しの交付申請に係る一切の文書の保有個人情報の開示請求を行い、同年12月18日、市は本件職務上請求書を開示した。
- ② 平成31年2月5日、本件請求人は、本件担当者が請求人以外の第三者から依頼を受けた行政書士の職務上の請求に応じ、基礎証明事項以外の事項が記載された住民票の写しを交付したことが、プライバシーを侵害する違法な公権力の行使にあたりと主張し、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項に基づき、市に損害賠償金1万円等を求める訴えを横浜地方裁判所に提起した。
- ③ 令和元年11月28日、本件判決の言渡しがあり、市は1万円及び平成30年8月31日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払いを命じられた。行政書士からの職務上の請求の審査について、要件の審査を尽くすことなく住民票の写しを交付した本件担当者の対応には、国家賠償法上の違法性があると判断された。市は控訴せず本件判決が確定したため、令和元年12月21日、1万円及び遅延損害金654円を支払う旨を本件請求人に通知したが受領しなかったため、令和2年6月17日に横浜地方

法務局厚木支局に供託した。

(2) 本人以外の者からの住民票の写しの交付に対する審査について

住民基本台帳法では、基礎証明事項以外の事項が記載された住民票の写しについて、本人以外の者の申出であれば、利用の目的を明らかにし、利用の目的を達成するために必要である旨を申し出て、市町村長がそれを相当と認めるときのみ、交付することができる」と規定されている。また総務省策定の住民基本台帳事務処理要領では、基礎証明事項以外の事項が必要である旨の申出があったときの対応について、申出の内容を厳格に審査の上、相当と認めるときはこれらの事項を表示できるとし、表示の可否について示している。

市では、特定事務受任者である行政書士による職務上請求がされた場合、日本行政書士会連合会が定めた書式（統一申出書様式）の記載に基づき、審査を行っている。守秘義務のある、いわゆる士業に対する信頼を考慮し、空欄などの形式的不備や記載の相互矛盾があるといった特段の事情がない限り、記載内容の真実性は高度の信頼性を有するというべきであり、審査もこれで足りると判断していた。

(3) 職員への求償権の行使について

国家賠償法第1条第1項は、公務員の違法行為に係る損害賠償責任について「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と規定している。同条第2項は、公務員に対する求償について「公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。」と規定している。

市では、国家賠償法に基づく求償権の行使についての具体的な基準等は設けておらず、職員に対する求償権の行使については、裁判の判決内容から個別に検討している。本件職務上請求については、日本行政書士会連合会の統一様式の全ての記載事項が適切に記載され、記載事項の相互矛盾もなく不備はないとして、住民票の写しを交付しており、故意又は重大な過失は認められないとして、本件担当者に対し求償権を行使していない。

3 監査委員の判断

以上のように監査対象部局に対する監査の結果に基づき、本件請求に対して、次のとおり判断する。

(1) 住民票の写しの交付に際し、故意又は重大な過失があるか

本件請求人は、国家賠償法第1条第1項に基づき市が支払った損害賠償金について、市は本件担当者に求償する義務を負うのにこれを怠っている旨を主張

している。本件判決は、住民基本台帳法に規定する要件の審査を尽くすことなく、本件住民票の写しを交付した点について過失を認め、本件担当者の対応には国家賠償法上の違法性があるとして市の損害賠償責任を認めたものである。国家賠償法第1条第2項では、損害賠償金を公務員に求償するのに当たり、公務員に故意又は重大な過失があったことを要件としていることから、本件担当者の行為が、故意又は重大な過失に該当するか否かについて検討する必要がある。

故意については、本件担当者が請求人のプライバシーを侵害することを認識しながら、あえて住民票の写しを交付したことをうかがわせる事実は確認できず、本件担当者に故意があったとは認められない。

重大な過失については、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解するのを相当とする」（最高裁昭和27年（オ）884号同32年7月9日第三小法廷判決・民集11巻7号1203頁）とされている。この解釈に即して、本件担当者の職務執行の状況等を考慮し、注意欠陥の程度を判断する必要がある。

本件担当者は、特定事務受任者である行政書士による職務上請求に対し、日本行政書士会連合会が定めた書式（統一申出書様式）の記載に基づき審査を行い、空欄などの形式的不備や記載の相互矛盾がないことから、本件住民票の写しを交付したものであるが、この対応については、本件担当者に過失があることは認定されている。しかし、本件担当者の対応は、市の住民票の写しの交付の手順に沿っており、担当者個人の事務手続きの逸脱により生じたものとはいえないと考える。また、市では基礎証明事項以外の事項を表示する住民票の写しの交付を求められた際の審査方法を特に定めておらず、本件判決においても「本件担当者個人の対応としてみればやむをえない点があった」と記述されていることを考慮すると、本件担当者に求償すべき重大な過失があったとまでは認められないというべきである。

なお、本件担当者の雇用主である株式会社セゾンパーソナルプラスについては、国家賠償法第1条が公権力の行使に当たる公務員の加害行為に基づく損害賠償責任及び公務員に対する求償権について定めることから、同法の対象外である。

（2）損害賠償請求権を行使し、大和市長外に求償する必要があるか

前述のとおり、本件担当者に故意又は重大な過失があったとは認められないことから、損害賠償請求権を行使しなくてはならない事実は見受けられず、損害を補填する措置を講ずる責任は認められない。